

平成24年度 第1回

西宮市幼児期の教育・保育審議会

会 議 録

日 時：平成24年6月7日(木)

場 所：市役所東館8階 801・802会議室

〔午前10時29分 開会〕

事務局 開会に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、さきを送付済みの資料としまして、次第、23年度の審議経過、中身は、格差是正・こども支援部会と適正配置部会となっております。なお、格差是正・こども支援部会のまとめについては、前回にご確認をいただきましたが、23年度のまとめとしてあわせて作成したものです。それから、中間答申の案、23年度第5回審議会の議事録、これらを事前にお送りしております。また、本日机の上に置かせていただいているものとしましては、座席表、保育者アンケートの報告書（速報版）、子育て環境に関するアンケートの報告書、合計7点となっております。

不足のものはありませんでしょうか。

〔発言者なし〕

事務局 それでは、会長、進行をよろしくお願い申し上げます。

会長 皆さん、おはようございます。非常に蒸し暑いところ、お忙しい中をお集まりくださいます。本当にありがとうございます。

ただいまより第1回西宮市幼児期の教育・保育審議会を開会したいと思います。

本日は、前回の審議会以降、適正配置部会が1回開かれておりますので、その報告が1点と、もう1つ、一番中核になるものですが、中間答申の案を皆さんにご確認いただきたいこと、そして、お手元にあるアンケートの報告をいただきたく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

これより議事を進めていきたいと思いますが、まず初めに、前回の議事録について事務局よりご説明いただきたいと思います。

事務局 お手元にお配りしております23年度第5回審議会会議録の案につきまして、ご意見等がございましたら、大変お忙しいところ恐縮ですが、来週の11日(月)までに事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 ただいま説明がありましたように、修正箇所がありましたら、6月11日までに事務局までご連絡いただきたいと思います。

その件の調整につきましては、会長一任ということでよろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 それでは会議を進めたいのですが、その前に、傍聴の方がいるそうですので、皆さんにお諮りしたいと思います。

本審議会に対して7名の方が傍聴を希望されておりますが、これを許可してよろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 また、今後ご希望の方がありますれば、随時お入りいただくことにしてよろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、傍聴の方に入室していただきます。

それでは、次第の「議事(1)平成23年度の審議経過について」、適正配置部会部会長より報告をいただきたいと思います。

副会長 23年度の適正配置部会の審議経過について、少し時間をいただいでご報告をさせていただきます。

お手元の23年度審議経過の16ページからが適正配置部会の23年度のまとめとなっておりますので、ご覧ください。

適正配置部会においては、23年度内に6回、24年度に入って1回の計7回、これまで部会を開催してまいりました。

「(1) はじめに」のところから順を追って説明させていただきます。

「諮問項目1 幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について」では、特に幼保小の連携や、私立・民間と公立、保育所と幼稚園の連携などについて審議をしてまいりました。

「諮問項目2 地域における保育サービスの提供(地域バランス・適正配置)」では、保幼小の連携ブロックを基本とした大、中、小の3つのレベルでブロックを設定し、各地域における必要な機能及び施設の適正配置などの計画を策定する際には、検討課題に応じてブロック分けを用いることとしております。

「諮問項目3 待機児童の解消に向けた方策について」では、新たな施設整備だけではなく、幼稚園など既存施設の活用や、私立幼稚園の認定こども園あるいは総合こども園への移行も視野に入れた配置の検討が必要であり、この検討の際には、市全体の保育の質の向上を目指していく必要が非常に高いとの認識のもとに、適正配置を踏まえた方向性について引き続き検討していくこととしております。

次に、「(2) 西宮市における幼児期の教育・保育のあり方(諮問項目1)」について、少し具体的に説明させていただきます。

本市の恵まれた地理的な環境の中での子どもの教育・保育に係るこれまでの歴史や取り組みについてとして、17ページの「幼稚園・保育所の現状等」にありますように、幼稚園・保育所においては、保育・子育て支援に関する数多くの取り組みがなされてきています。今後、将来に向けて、公と私、幼稚園と保育所との連携などによりまして、総合的にこれらの取り組みを進めていく必要があります。

また、公私がともに地域において教育・保育を保障していく主体として十分な役割を発揮することに加え、DVや児童虐待などの福祉的ニーズを抱える家庭に対しての連携・協働を前提に、具体的な公的責任のあり方の検討も必要という意見もあり、このことも踏まえて考え方を整理する必要があります。

続いて、18ページにまいります。

「(3) 適正配置の考え方(諮問項目2・3)」では、施設の適正配置を考える上で、どのような機能が必要であり、その機能をどう配置していくのかになります。

現在の施設数や定員、待機児童の現状や将来計画、地域ごとのニーズや必要な機能も一定でない状況を踏まえ、今後、適正配置の方向性を示すために、5つの項目について審議を進めてまいりました。

まず、 が「地域に必要な子育てに係る機能」です。

18ページの下の方にありますように、本市の幼稚園・保育所における歴史の尊重と、公私がいかに連携・協働していくかという視点に立っての検討が重要であります。

具体的には、22年度の審議経過をもとに、「保育所機能(0～5歳児の長時間保育機能)」、「幼稚園機能(3～5歳児の短時間保育機能)」、「地域や家庭における子育て支援機能」、「発達支援機能」、「公的機能」、「幼児教育に関する研修・研究機能」の現状と課題をまとめました。

特に「公的機能」、「幼児教育に関する研修・研究機能」については、内容を具体化させる必要があり、「公的機能」については、「公立施設の機能」と混同される懸念があることから、「私立と公立との連携・協働を踏まえた公的な機能」という意味も含めて、再検討が必要であるという意見があり、今後さらに整理する必要があります。

次に、19ページ、「ブロック分け」についてです。

これは、昨年度もご報告させていただきましたように、市内を大、中、小の3つのレベルでブロックに分けて、適正配置計画など各検討課題に応じたブロック分けを用いることとしております。

このブロックについての現状、平成33年度に向けての児童の推計等については、20～22ページに、就学前児童数、保育需要とその将来予測、施設定員などを事務局より提示していただいておりますので、ここに掲載しております。

続いて、23ページ、「公立幼稚園・公立保育所の適正配置に向けた考え方について」です。

地域においての教育・保育を受ける機会の保障の観点から、小ブロックごとに、公立幼稚園と公立保育所について、目的を明確にし、原則、適正配置に向けた基本的な考え方について検討を行うことにいたしました。

公立幼稚園については、当面、ブロックごとに原則1カ所の配置、また、園児数の推移やブロックごとの状況を踏まえて、保育所等への転用などについての検討を行う。また、公立保育所については、保育需要や近隣ブロック、民間保育所等の状況を勘案し、ブロックごとに原則1カ所以上の配置を検討する。公立保育所のないブロックについては、近隣ブロックの保育所の配置状況や民間保育所の状況を見て検討する。児童館などとの複合施設となっている場合には、その活用についても検討する必要がある。以上のようなことでまとめております。

続いて、24ページ、「幼保一体型施設について」です。

現在、国のほうでも子ども・子育て新システムに関して動いていますが、その動向を踏まえながら、幼保一体型施設の設置について、ブロック内での適正配置も考え、検討の必要があります。

また、制度の変わり目でもありますので、その収束方法と保育の質についてのチェック機能を十分に検討する必要があるという意見もありました。

また、25ページ以降になりますが、資料として、西宮市私立幼稚園連合会のほうで実施されました「総合こども園等に関する調査」の結果についても参考にしながら、議論を進めてまいりました。この調査についての詳細は、25ページのアンケート調査結果をご覧くださいと思います。

続いて、26ページ、「認可外保育施設について」です。

平成24年1月現在、認可外保育施設は市内に60施設開設されております。本市では、国の基準に従い、認可外保育施設に対する指導監督を行い、基準を満たしている施設には証明書を交付しております。現在のところ、証明書の交付を受けている施設は、21施設となっております。

認可外保育施設の活用については、保育の質の向上や、多様な保育ニーズへの対応の観点から、

十分な検討が必要となってまいります。

また、東京都が導入しております認証保育所制度については、待機児童解消の効果がある反面、保育の質を保障するための基準設定や、待機児童が減少した時期の収束方法など、多くの課題があり、ブロックごとの適正配置の考え方や、市内認可外保育施設の状況調査結果を踏まえた上で、認証の基準の議論をすべきとのご意見もあり、今後、市が実施している家庭保育所や保育ルームの取り組み状況の情報共有を含め、あわせて検討が必要となってまいります。

認可外保育施設の状況調査の結果については、少しページ数が多くなりますが、27～34ページに載せております。各アンケート項目に回答いただいている部分が33ページまで、33ページ後半からは、自由意見欄のご意見をまとめておりますので、ご確認いただければと思います。

続いて、35ページ、「(4) 今後の審議について」です。

西宮市における幼児期の教育・保育の理念や、幼稚園・保育所の歴史、また、それらを踏まえた公私の連携・協働を念頭に、地域ブロックにおける将来の児童数や施設数等も踏まえた機能の配置について検討していく必要があること、また、審議を進めていく際には、待機児童の解消、多様な保育ニーズへの対応、DV・虐待など福祉的ニーズへの対応、特別な支援を必要とする子ども・家庭への支援、研修・研究機能といった諸課題や機能の担い方について審議を深める必要があります。

特に、四角で囲んでおりますが、「諮問項目2 地域における保育サービスの提供について」では、児童数の将来推計や機能の配置等を踏まえた基本的な方針について検討をしていく予定であります。

また、「諮問項目3 保育所の待機児童解消に向けた方策について」では、待機児童の現状と将来推計を踏まえた施策のあり方について、既存施設の活用などを含めた検討を進めていく予定であります。

以上、資料、説明を少しはしりながらですが、23年度の部会の審議経過についてご報告させていただきます。

会長 今のご説明に対して何かご質問等はありませんか。資料の見方がわからないとか、このところはどうなっているのかというご質問がありましたらお願いします。

〔発言者なし〕

会長 それでは、一つ一つ確認させていただきたいと思います。

資料集16ページに戻っていただきまして、「(1) はじめに」で、今回諮問された事項が6項目ありましたが、そのうち3項目について7回にわたって部会を開催していただきました。その整理を踏まえた上で論議をしたというご報告をいただきました。

まず、この「はじめに」の部分に対して、何かご意見があればいただきたいと思います。

〔発言者なし〕

会長 ないようでしたら、この「はじめに」については、確認されたということによろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 次に、16～17ページの「(2) 西宮市における幼児期の教育・保育のあり方(諮問項目1)」として整理がされております。これは、前回の適正配置部会を踏まえたものですが、これについて何かご意見はありませんか。

〔発言者なし〕

会長 特にないようですので、「西宮市における幼児期の教育・保育のあり方」について、ここに記載されている事柄で確認されたということによいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 次に、18ページの「(3) 適正配置の考え方(諮問項目2・3)」として整理していただきました。ここは、どのような子育てに係る機能が必要か、その機能をどのように配置していくのかという点から審議を進めていただいたものですが、機能を6つに分類したり、13ブロックごとに、就学前児童、保育需要とその将来の予測、施設定員を調査していただきました。その上で、公立幼稚園・公立保育所の適正配置に向けた考え方や、幼保一体型施設、認可外保育施設についての審議をしていただいたものです。ここに関してご意見等はありませんか。

委員 (3)についてというのは、 から の34ページまでの分すべてですか。

会長 そうです、 から まであります。

それでは一つずついきます。

まず、「 地域に必要な子育てに係る機能」では、6つの機能を挙げて検討されましたが、これで確認していただいてよろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 続いて、「 ブロック分け」については、よろしいでしょうか。

委員 このブロック分けは、恒久的なものではないと思うのです。そういうことが文言としていずれ書かれるのでしょうか。

会長 大、中、小と分けてありますが、これは、恒久的にこのようにするという文言を入れたほうがいいのではないかというご意見ですね。事務局、いかがでしょうか。

事務局 委員のおっしゃったのは、19ページの「 ブロック分け」のところで、ブロックを大、中、小に分けたのは、それぞれの課題等に応じて、大ブロックで考えたり、中ブロックで考えたり、小ブロックで考えたりするもので、基本的にはこの考え方に基づいて考えていくものですので、恒久的というか、この考え方をベースに今後検討していくこととなります。どこまでが「恒久」と言えるのかという問題はありますが、一定はこれをベースで考えていくという理解の仕方しております。

会長 何か案はありますか。

委員 案というか、より少子化が進んだ場合にはこれが変更されて、このままでずっといくわけではないということを示しておいていただきたいなと思いました。

事務局 この部分については、「暫定」というとどれぐらいの期間かというのは微妙になりますが、そういう表現を入れて整理していくということですね。

会長 例えば、「本件のことに関しては、暫定的に次のように分けて……」という文言を入れるとかですか。

事務局 「暫定」と言うと、結構近いような、すぐという感じになってしまうところがあります。「少子化」という文言を入れるとしたら、少子化だけで変えてしまうのかという問題も当然出てきますので、表現的にはかなり微妙なところだなと思います。ただ、「未来永劫」と書くのは変だとは考えておりますので、部会長はいかがでしょう。

副会長 文言は今すぐには出てきませんが、あくまでも今後、子どものことや子育てのことを

考えるときに適正配置を考えるということですから、当然これが中心になって進んでいくわけではないということですね。ですから、部長がおっしゃるように、「暫定」というと近過ぎますし、「中長期的」という感じになるのかなとは思いますが。私もそういう認識はしております。

会長 議事録として課題になったことは残りますので、今後何かがありましたときに新たなご意見をということで、再度検討するという理解でよろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 事務局、記録に残していただくようにお願いします。

ほかにありませんか。

〔発言者なし〕

会長 次に、23ページの「 公立幼稚園・公立保育所の適正配置に向けた考え方について」の部分で、何かご意見はありませんか。

委員 これは、次の議題かなとも思うのですが、いただいている中間答申案ではっきりと明記されている部分がありまして、そのあたりが気になりましたので、意見を言わせていただきます。

適正配置部会に私も出ておりまして、ブロック分けについては、各委員、コンセンサスを得て決定しております。今後なかなか難しいなと思います。というのは、新システムも中途半端な形の中で、これからどういう形でブロックの中に適正にいろいろな施設を配置していくべきか。制約はたくさんありますし、現状も踏まえながら進めていかなければいけない部分もあるとは思いますが。

そういった中で、公立保育所の記述について、「公立保育所については、保育需要の状況を勘案し、ブロック毎に原則1箇所以上の配置を考えていく」とありまして、これは中間答申の中にもあります。ただ、これは、読み方によっては、1カ所以上が基本ということは、幾つでもいいことになりまして、現状維持というふうにも読めないかなと思うのです。中間答申の中にそういう記述があると、これから適正配置部会の中で話していくことが、この部分でひっかかってしまうのではないかと思います。

幼稚園の記述を見ますと、「当面、ブロック毎に原則1箇所」となっておりまして、当面はそのような形にして、これからその内容についてはいろいろ考えていきたいと思います。当然とれるのですが、保育所の場合は、そういった文字も全くなく、「ブロック毎に原則1箇所以上」とあると、現状と何ら変わりがないともとられると思うのです。これは中間答申にも連動すると思いますが、ここに幼稚園と同じように「当面、ブロック毎に原則1箇所以上の配置」という形で、今後審議会の中でどのように考えていくか、これも議題の一つであることを明確にしておいていただければと思います。

事務局 公立保育所の配置の部分については、中間答申の資料編5ページに「 - 3 ブロックごとの子育て関連施設の配置と状況」の表があります。これを見ていただきますと、以前より検討されていますが、13のブロックに分けて公立保育所の施設名を入れているのですが、4園とか3園と配置されております。これをどうしていくのかとなったときに、「1ブロック原則1カ所」とはできない現状があって、「1箇所以上」とした経緯があります。

確かに委員がおっしゃるように、未来永劫このまま、4カ所は1カ所以上だから4カ所のままというとなってしまうわけではなく、これから公立保育所の配置の考え方について整理していかなければなりません。例えば、民間保育所への移管など過去からの事例も考えていかなければな

らない点も当然ありますので、ここについては、おっしゃったように、「当面」という言葉を入れて、今後整理していくようにしたいと思っております。

ここの文言を変えることについては、皆様のご了解が得られましたら、それでいいと思っておりますので、よろしくお願いします。

副会長 委員がおっしゃるとおりだと思います。

もう一つ、部会の経過をお話しさせていただくと、「公的機能」もしくは「公立機能」について、まだ十分に議論ができていない状態ではありません。「公立機能」か「公的機能」かというところで、部会でもかなりの時間をかけて議論した経過もありまして、「公的機能」となっているわけです。その中で公立幼稚園・保育所にはということが期待されるのかについて、今後、部会の中で議論していく必要があると思います。

そういうことも踏まえたと、部長がおっしゃったように、「当面」という言葉の中にそういうことも含めて、文言を入れて、24年度の検討課題にさせていただくということでしょうか。

委員 それに関して、この部分は中間答申のほうにも出てきますので、ここで議論したほうがいいのか迷っていたのですが、この項目においては、「検討していく」とか「当面」という言葉が非常にわかりにくいというか、はっきりしていないところですので、確認したいのです。

これは、「当面、公立幼稚園はブロックごとに原則1カ所」となっているのですが、この審議会の中でも、将来的に何回も見直していくという話題も出てきましたので、「限りなく見直していく」という意味でとっていいのか、ここで確認しておきたいと思います。

事務局 この「当面」という表現ですが、審議いただいております現在の状況を踏まえて、あくまでも第1段階の目標という意味でとらえております。教育委員会において、将来的に、園児数の推移などブロックごとの状況を踏まえまして、適正な施設配置を検討する必要かあると考えております。

会長 今の件については、修正するなら中間答申の時点で修正したほうがいいのかと思っておりますので、ご意見をいただいたということで、ここの文言を修正することは必要ないと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員 中間答申の中に、この23年度のまとめも含めていろいろな資料が入ることも聞いておりますので、そうなったときに、その文言と中間答申の文言に差異があるとよくないのかなと思つたものですから、言わせていただきました。

会長 わかりました。どうでしょうか。事務局、いかがですか。

事務局 実はこの適正配置部会のまとめの文言と中間答申の文言については、非常に微妙なところがあります。といいますのは、先日開催していただきました適正配置部会のときに一定合意したものですから、それをこちらで変えてしまうことは具合が悪いところもありました。ですから、適正配置部会の資料として変えるということであれば、それを連動させることも可能ですし、適正配置部会ではこうなったけれども、答申のときにこういう議論があって資料も変えたということになっても、これはどちらでも大丈夫だと思っております。

ですから、適正配置部会の委員の皆さんの合意があれば、このまとめの文言を変えることは当然可能だと思います。ただ、あのときに一定決めてしまったものですから、事務局として勝手に変えてしまうわけにはいかなかったものですから、そのまま提示しているという整理はしている

ところでは。

会長 それでは、部会長、いかがですか。

副会長 あえて申し上げることはないのですが、審議会のほうが部会よりも上位にありますから、ここを出していただいた意見を尊重させていただくということで部会も考えたいとは思っています。もちろん部会のほうで合意を得たところですが、さらにそういう形で委員の方からご意見をいただいたということであれば、それを踏まえてここで資料の修正をして、中間答申のほうに反映させるようにさせていただきたいとは考えております。

会長 では、ここの部分を修正されるということですね。

副会長 それで結構です。

会長 それでは、その文言に関しては、今のご発言を踏まえて、部会長と事務局とで修正していただくということでよろしいでしょうか。ここで文言修正を決めますか。

事務局 特に適正配置部会の委員の皆さんが部会長一任としていただけましたら、部会長と今回のことを踏まえて調整することは可能だと事務局としては思います。部会長、それでよろしいですか。

副会長 はい。

会長 何かこの文言はぜひ入れていただきたいということがあれば。

委員 中間答申の中でそのように書かれていたことが非常に気になったわけで、中間答申については次の議題ですが、連動するのであれば、やはり同じにしておかなければいけないだろうと思いますので、中間答申の中でそのような形で記述されていれば結構かなと思います。これは、次のときにまた言わなければいけないですか。

会長 もう一度ちゃんと出します。

委員 それでしたら、先走って申しわけないのですが、次の議題のときにも、一貫してそういう形での意見ということにさせていただきたいと思います。

会長 委員としては、ここも修正して、中間答申も修正してほしいというご意見ですね。

委員 はい。

会長 しかし、この流れから考えますと、これは議事録に近いような、その段階のもので、これを修正するかどうかについては、部会長と事務局のほうで相談していただいてということではよろしいですか。

内田委員 扱いはお任せします。

会長 いずれにしましても、中間答申で決まったことを踏まえて、もう一度ここに立ち戻ってこれを修正するかどうかを検討したらいかがかと思いますが、それでよろしいですか。

委員 はい。

会長 それではよろしくをお願いします。

ほかにありませんか。

〔発言者なし〕

会長 一応これで適正配置部会のことについてはご意見をいただいたわけですが、確認をさせていただきます。

1つ目は、19ページのブロック分けについて、恒久的なのか、「暫定」という言葉は適切ではないかもしれませんが、状況に応じてこれから変更可能なのかというところを明確にしていた

きたいという意見です。

2つ目は、委員からありました23ページの公立保育所の表現の仕方です。「ブロック毎に原則1箇所以上」という部分に関して、中間答申の検討の結果を踏まえて、ここの部分のあり方を部会長と事務局で相談していただくということによろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 次に、24ページの「 幼保一体型施設について」の部分で何かご意見はありませんか。

〔発言者なし〕

会長 もう一度全体を通して、特に適正配置部会の委員ではない委員からご意見、ご質問がありましたらお願いします。

〔発言者なし〕

会長 特にないようですので、ここでひとまず区切りを入れまして、引き続き議論すべきものについて、中間答申の今後の課題の中に含めて再検討していただければと思います。

続きまして、中間答申について事務局より説明をお願いします。

事務局 西宮市の幼児期の教育・保育のあり方について(中間答申案)」について説明いたします。

まず、構成としまして、「1 はじめに」、「2 諮問項目ごとの基本的な考え方」、「3 今後の検討課題」と整理しております。添付しております資料については、一部を除きまして、審議当時の資料となっておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

まず、「1 はじめに」では、当審議会を設置しまして、全市的な視点で幼児期の教育・保育のあり方を検討するに至った経緯と、適正配置部会と格差是正・こども支援部会の2つの作業部会及び特別支援教育ワーキンググループにおいて、現状の把握と課題整理を行った上で、審議を進めてきた内容につきまして、このたび中間答申として取りまとめるとしております。

「2 諮問項目ごとの基本的な考え方」においては、5つの諮問項目ごとに、現状と課題を踏まえた考え方について記述しております。

「諮問項目1 幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について」では、公立と私立、幼稚園と保育所がともに幼児期における教育・保育の向上のために総合的な取り組みが求められること、DVや児童虐待などの福祉的ニーズを抱える家庭に対しても、公私が連携しつつ、具体的ななかかわり方について検討していくことが必要としております。幼保小の連携についての今後の課題としましては、学びの連続性や一貫性のあるカリキュラムの整備や、研修制度については、子育て総合センターが中心となって、参加対象を広げる工夫や参加促進のための条件整備が望まれております。また、子どもが育つ環境の視点から、望ましい子ども像とその環境整備について検討し、子どもたちが自然と触れ合う遊びとそのための環境開発・整備が望まれるとしております。

次に、「諮問項目2 地域における保育サービスの提供について(地域バランス・適正配置)」では、適正配置の検討を進めるに当たり、資料編3ページの「 - 1 地域に必要な子育てに係る機能」の表のとおり、6つの機能に整理して、今後の検討に当たっては、公立と私立、幼稚園と保育所がともに教育・保育に携わってきた歴史を尊重しながら、いかに連携していくかという視点に立って考えていく必要があるとしております。また、適正配置に向けた考え方として、小学校区に応じた幼稚園、保育所、小学校の連携ブロックを基本とした大、中、小の3つの

レベルでのブロック分けを行い、公立幼稚園については、当面、小ブロックごとに原則1カ所配置の方向としまして、園児数の推移などを踏まえ、他の子育て関連施設への活用等を検討する必要があるとしております。公立保育所については、待機児童解消の方策や保育需要を勘案しまして、小ブロックごとに原則1カ所以上の配置とし、近隣の配置状況や民間保育所の状況を踏まえ検討する必要があるとしております。

次に、「諮問項目3 保育所の待機児童解消に向けた方策について」では、公立幼稚園の余裕保育室の保育ルーム等への活用や、私立幼稚園の預かり保育との連携、認可外保育施設の独自基準を検討するなど、幼稚園と保育所との連携体制を築くことが今後ますます重要になってくることや、保育の質の保障や将来的な収束方法、認定こども園あるいは総合こども園への移行も視野に入れての適正配置の検討など、解消に向けた早期の実現が望まれるとしております。

次に、「諮問項目4 保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について」では、幼稚園における保護者負担については、平成22年11月22日付で市長に提出してあります格差是正の早期実現を目指した審議の中間報告に基づきまして、就園奨励金の増額に取り組むべきとしております。保育所については、1・2歳児での保育士の配置基準が公立5対1、民間6対1と異なっていることから、早急な改善が必要としております。また、幼稚園や保育所を利用している家庭とそれ以外の家庭との間に公費の投入額に差が生じている現状にありますことから、社会全体で子どもや保護者を支える子育て支援と公費投入のあり方についての検討が必要としております。

次に、「諮問項目5 特別支援教育、障害児保育のあり方について」では、幼稚園の教育要領や保育所保育指針等を踏まえまして、特別な支援を必要とする子どもの教育・保育の方向性と具体的な取り組みについて審議を行いまして、短期、中・長期、継続の取り組みに分けて、課題の整理、検討を行っております。

短期の取り組みにおいては、幅広い専門家等によります巡回指導や指導助言を受ける機会の充実や、大学と相互連携するシステムの構築、支援を必要とする子どもの教育・保育に関する理念の共有や認識を深めるための人材育成や研修の充実が望まれるとしております。

中・長期の取り組みにおいては、関係機関の相互連携を強化するための相談窓口の明確化や情報の共有、専門機関のネットワークの強化や、西宮市全体で入園・入所を保障するための加配職員の配置等の仕組みや基準の整理と、入園・入所後の望ましい支援のあり方について、関係機関の一層の連携が求められるとしております。また、医療的ケアの必要な子どもへの対応や、巡回・訪問型の相談支援の活用についても、あわせて検討していくべきとしております。

継続の取り組みにおいては、子どもの発達課題を的確に把握し、適切な保育ができるための人員体制の充実と専門家の指導支援、現場での研修の充実に加え、保護者の不安や負担を軽減するような支援が必要であり、相談、診断、療育等の関係機関が支援していく体制を整備すべきなどとしております。

次に、「質問項目6 行政組織・推進体制の一元化について」では、国、自治体ともに、幼稚園と保育所の所管が違うということで、一体的な運用や施策展開が行えないという課題があります。国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する基本方針を策定するとともに、財政措置の一本化などにより、総合こども園への移行を進めようとしております。今後、市における推進体制の一元化を考えていく際には、この国の動向を注視しつつも、西宮市の独自性も打ち出せる方向で引き続き検討していく必要があるとしております。

最後に、「3 今後の検討課題」としましては、審議会における意見やアンケートの結果も活用しながら、以下の6つの項目について引き続き検討する必要があるとしております。

説明は以上です。

会長 これは、中間答申とはいえ、提出されるものになりますので、丁寧に皆さんで確認と検討をしていきたいと思っております。

まず、資料の見方等で何かご質問はありませんか。

〔発言者なし〕

会長 もしあれば随時ご質問いただくとして、まず、「はじめに」の部分から検討していきたいと思います。

この部分について何かご意見はありませんか。

委員 中間答申は、2年間話し合ってきた内容をこれだけに凝縮されているので、非常に詰まっているなという感じと、見にくいところもあります。この「はじめに」の部分では、最後の行が「期待いたします」で終わってしまっていて、これは非常に強い思い・願いで話し合ってきた内容ですので、できればもうちょっと強い言葉に考え直していただきたいと思います。

会長 何か適切な案はありますか。事務局はいかがですか。

事務局 事務局としましては、答申関係を見た中で、「期待いたします」とか「求めます」とか、表現はいろいろとあります。ですから、皆さんでご議論いただいて、その言葉に変えることはいいと思います。

会長 委員の皆様で適切な表現があれば、ご意見をいただきたいと思います。

副会長 委員がおっしゃるように、「要望いたします」ぐらいのほうがいいのかなと思います。子どもの育ち、子育ての環境、待機児童のこと、保育所・幼稚園の連携のことなど、本当にたくさん話し合いをしてきましたので、私個人としては、「要望」ぐらいで「切に願います」という意味にしたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

会長 事務局、いかがですか。

事務局 事務局から言うのもあれですが、おっしゃる意味はよくわかるのですが、「要望します」というと要望書のようになってしまいますので、「求めます」という表現でどうかかなと感じたりはしています。先ほど「求めます」と言ったのは、そうしてほしいから言ったわけではなかったのですが、「要望します」では要望書のようになってしまって、皆さんの思いがありますので、そのあたりでいかがかなと思ったりしています。

会長 中間の場合には、「開始されるよう答申いたします」というのは適切ではないのですか。

事務局 「答申します」というのは、よく使われる表現であると思いますので、それでも構わないと思います。皆様の思いがどこまでのところかなというところで、先ほどの「求めます」というのは、「答申します」という表現よりも少し強目かなという気はします。会長が以前いると見られた中でそういう表現を使っているところもあるのかと思いますので、そういう表現も別にいいと思います。

会長 例えば財政の評価などのときには、「望みます」、「求めます」、「期待します」と、文言にランクがありまして、その中では「期待いたします」が一番強いようです。ただ、場が違いますのでいかがなものかと思えます。

これは文言のことですので、ここで論議するのは時間がもったいない気がしますので、ここは

もう少し強い言葉に変更していただくように事務局をお願いします。

事務局 いずれにしても、修正等がありましたら確認いただくために修正したのを見ていただくこととなりますので、その中で今のご意見を踏まえた形での修正をしていきたいと思えます。

会長 そういうことでよろしいですか。

委員 はい。

会長 そのほかに何かありませんか。

〔発言者なし〕

会長 次に、「2 諮問項目ごとの基本的な考え方」のうち、「幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について」の項目についてご検討いただきたいと思えます。

ここでは、西宮市における幼稚園・保育所のこれまでの取り組みの経緯を振り返ることと、今後も公立と私立がともに連携していくという方向性が示されています。また、今後の課題として、学びの連続性を保障するカリキュラムの整備や、研修制度について参加の対象を広げること、あるいは参加を促進するための条件整備などが示されています。また、子どもが育つ環境の視点から、豊かな自然環境を遊び場にして、生きていく力を育成するという教育・保育の重要性も示されています。

この部分について、資料も含めて何かご意見はありませんか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、の項目については、先ほどの委員の意見の部分はありますが、それ以外については、これで確認していただいたものとしてよろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 次に、「地域における保育サービスの提供について（地域バランス・適正配置）」の項目についてご検討いただきたいと思えます。

ここについては、主に適正配置部会で審議していただいた内容で、地域に必要な子育てに係る機能を6つ設定していただきました。適正配置に向けてブロック分けを設定して検討していただいたわけですが、先ほどの内田委員のご意見を勘案すれば、少し修正を加えたほうがいいのかとも思ったりしますが、ご意見をいただければと思えます。

委員 ブロック分けのことですが、適正配置部会の中でいろいろ考えてブロック分けをして、そこから先に進むという話だったので、ブロック分けについて、中期であれ、将来的に変わっていく可能性を考えながら検討することはすごく難しい話だなとは思いました。いろいろな状況を勘案しながらブロック分けして、その中で考えていくということが必要だと思ったので、大、中、小で考えたのですが、それが将来的にころっと変わるのであれば、そこで検討されたことがその後どのようにしていくのかという不安感があります。すごく将来的な中で修正を加えていかないといけないことは当然あると思えますし、未来永劫ずっと同じということはありませんが、形がしっかりしていないと、考える土台がぐらついてしまうので、何か言葉を入れると、私としては余計に考えるのは難しいなと感じました。

会長 委員がおっしゃった意味は、これが恒久的になるかどうかの問題になるだけであって、現在はこれで検討していくんだけど、これがずっと恒久的に動かないのは困るのではないかというご意見だったと思えます。今のブロック分けをあいまいな形でしようとおっしゃったわけではないと思えます。

委員 もちろんそれはわかっているのですが、先ほども事務局がおっしゃっていましたが、将来的といったときに、5年先か10年先かわからないですが、流動的に変わっていくと思うので、何かのきっかけみたいなもので検討する余地はあると思いますが、はなからそういう言葉を入れることに抵抗があるという話です。

会長 委員、もう一度ご意見をいただけますか。

委員 審議会でもこのように決定して、答申として出ていくことは非常に重いことだと思うのです。そこでブロックが固定されることは、それがいつまでか、次にどういう視点で検討していくかが明記されるべきかと思って言ったわけです。

副会長 どちらのお考えも大事だと思うのですが、考え方として、2ページの上から6行目からの第2段落の3行を修正するか、それとも、このまま3つのレベルでブロックを設定して、課題に応じて使い分けるとしておいて、資料編4ページの「 - 2 ブロック分け」のところで具体的になっていますから、ここに文言を加えて、「子どもの育ち、子育ての状況などを踏まえて、中長期的に設定されたものである」という断り書きを入れて意味を含ませることにすればいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

会長 委員、今のご意見に対していかがですか。

委員 1ブロックに1つなどという具体的な数字が出ている限りは、公費が幾らでも使えるのならそれでいいのですが、中長期にとらえていることをしっかりと明記すべきかと思います。

会長 資料のほうに文言を入れることについてご意見をいただけますか。

委員 そのほうがいいと思います。

事務局 今の議論と少し外れるのですが、資料編4ページで、地図の右に から まで小ブロックを示しているところで、「浜脇1」や「浜脇2」と書いてあります。この部分については、教育委員会が今行って制度をもとにしていまして、これが最終的に公開されたときに、皆さんに理解されづらいところがありますので、ここに何か注釈を入れて、広くわかりやすい表現だけはさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

会長 そのほかにご意見はありませんか。

委員 先ほど申した公立保育所の部分で、「当面」の文字を入れていただきたいということです。

会長 2ページの の下から6行目、「小ブロックごとに原則1箇所以上の配置」としている部分について検討いただきたいと思えます。

事務局 今の箇所の上に公立幼稚園について触れている部分がありまして、「公立幼稚園については、当面、小ブロックごとに」と入れていますので、同じような形で、「待機児童解消の方策や保育需要を勘案して、当面、小ブロックごとに」という形にさせていただけたらと思っております。

会長 今の内容でよろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 そのほか何かありませんか。

委員 修正をお願いしたいというわけではないのですが、2ページの上から4～5行目のところに「歴史を尊重しながら」という言葉が出てきます。この審議会の中でも「公私立の幼稚園は、歴史的経緯を踏まえて」という言葉が何回も出てきていました。戦後の教育を考えたとき、西宮

市は、幼児教育の必要性を考えて、財政的な面で公立を十分につくれなかった中で、私立幼稚園の設置を依頼されて、市民が私立幼稚園をつくってきて、現在40園に至っています。そういう意味で、40小学校区のうち公立幼稚園は半分ぐらいにあって、そのほかは私立幼稚園が担ってきているわけです。ですから、先ほど倉石部会長が「公的機能については今後話し合う」とおっしゃいましたが、4ページの「3 今後の検討課題」のにもありますように、公的機能のことを今後話していく上で、私立幼稚園は今までの歴史の中で公的機能を担ってきたという思いがありますので、ここで委員の皆さんに聞いておいていただきたいなと思ひまして、発言しました。

もう一つ、適正配置部会のおまとめを確認している中で言わせていただいたことですが、「検討する」という言葉を「限りなく見直していく」という言葉に変えていっていいのかどうか、どう変えたらいいのかわかりませんが、「当面検討する」となると、年限はどうなるのかということもありますので、そのあたりを考えていただけたらと思います。

会長 「検討」という言葉をできれば「見直し」という言葉に変えるということですね。そのおっしゃっている意味は、ここだけではなくて、「検討する」という言葉はたくさん出てきますので、全部についてという理解でよろしいですか。

委員 というか、先ほどと同じで確認しておきたかったのです。「検討する」のままにしておくとしても、「限りなく見直しをしていく」という意味でとっていいかという確認です。

会長 文言の修正そのものをお願いするということではなくて、そういうことを確認しておきたいということですね。

委員 この議論は何回もあったと思います。

事務局 委員がおっしゃっているのは、「当面」と書いてあるけれども、これがしっかり検討していくということで皆さんにお伝えしたいということで理解して、この文言を修正しなければならぬということではないということでは理解しておいてよろしいですね。

委員 はい、確認です。

事務局 わかりました。

会長 そのほかにありませんか。

委員 文言の問題ではなくて、私が聞き漏らしているんだと思うのですが、どうしてもお聞きしたい点があります。

今の段落で、「児童館等との複合施設となっている場合には、その活用についても検討が必要です」とありますが、具体的にどのような活用のことでしょうか。

事務局 本格的な適正配置の検討は今後のことになってきますので、この部分については、そういうことも踏まえながらという考え方で整理していきまして、具体的にこれという形で考えていることではありません。

委員 では、「児童館と併設されている保育所に関する活用方法を今から考えますよ」ということなのですか。

事務局 子育て関連施設と複合施設となっているところは、別途そういうことも踏まえての検討も必要だろうという整理というか、複合施設は複合施設としての検討が必要だという形で入れています。

委員 わかりました。

会長 ほかにありませんか。

〔発言者なし〕

会長 この部分については、皆さんからいろいろとご意見をいただきましたので、再度確認をさせていただきます。

1つ目は、ブロックの部分に関して、資料のほうに「中長期的な見通しの中でこのブロック分けを使用する」というような文言を入れていくということによろしいですか。

〔発言者なし〕

会長 公立保育所について小ブロックごとに原則1カ所以上というところは、事務局、もう一度先ほどのご意見を整理していただいてよろしいですか。

事務局 23年度の審議経過の中でも出てきましたように、公立保育所の部分で、未来永劫に1カ所以上ということにならないように、「当面」ということを入れさせていただきます。具体的には、下から6行目の「小ブロックごとに」の前に、「当面」という言葉を入れるということで皆様の合意を得られたかなと考えております。

あとの修正点は、特にはないように思います。

会長 もう一度確認します。

2ページの「公立保育所については、待機児童解消の方策や保育需要を勘案して、当面、小ブロックごとに原則1箇所以上の配置とし」と文言を挿入するという形によろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 このことについて、先ほど検討しました審議経過の23ページの公立保育所の部分で、「ブロック毎に原則1箇所以上」となっていますのを、「当面、ブロック毎に原則1箇所以上」と修正するということによろしいでしょうか。事務局、いかがでしょうか。

事務局 結構かと思いますが、細かいところは、部会長と調整させていただきたいと思います。

会長 よろしいでしょうか。

委員 先ほど委員が言われたように、文章の中で「検討」という言葉がよく出てきますが、具体的ではないという話だったのかなと思います。できれば今後の審議会・部会において、検討の基準のようなもの話し合いができれば、もう少し明確にできるのかなと思います。もしそういう検討の基準みたいなものが審議会で話し合うことができるのであれば、お願いしたいなと思います。

会長 それは、この文言のことよりも、今後のことですか。

委員 この「検討する」を受けて、「その検討基準はこういう形でしていきましょう」となると、もう少し明確になるのかなと思います。例えばブロック分けにしても、先ほどブロックの表の中にいろいろと書くということがありましたが、こういう状況の場合はこういう形にしたほうがいいという基準みたいなものがあればいいのかなと思います。そうすれば、将来的な変化に対してある程度対応できるのかなと思います。もしできれば、今後の審議会においてそういうことも話し合いができればと思います。これはお願いです。

会長 中間答申の中にそれを入れるということではないですね。

委員 はい、違います。

会長 私は、その「検討の基準」ということがよくわからないのですが、事務局、いかがでしょうか。

事務局 整理をさせていただきたいのですが、内田委員がおっしゃっているのは、今後話し合

っていく中で、どういう検討なのかということを引きちんとしておくべきだということで、今後の審議会の中でしっかりと整理しておく必要があるという形での理解でよろしいですね。今の答申の中の「検討」の文言の考え方ということではなく、そういうことでいいわけですね。

内田委員 特にこの答申に対してどうということではないのですが、この答申の中に「検討する」という言葉がたくさん出ていて、それが若干あいまいというか、いつ検討するのか、どういふときに検討するのかという疑問が当然出てくるのかなと思うのです。そういうことが委員からも出ていたと思うのです。ですから、「検討する」という検討の基準がもう少し明確になったほうがいいのかなと思ったわけです。これは、今まで全然話もしていないですから、今後、例えば適正配置なりを考えた上で、状況によって変わってくることも当然出てくると思いますので、そういった中での考え方として、今後適正配置の中で考えていったらいいのかなと思いましたので、お願いしたいなと思います。

会長 ですから、それぞれの「検討する」というところに、その検討課題の何を検討するのかという内容を、入れるか入れないかは別としまして、明確化したほうがいいという意味にとってよろしいですか。これは中間答申とは関係しないことです。

委員 検討すべき課題というよりも、状況を見て検討するということになっているので、どういう状況のときに検討する必要があるのかということが、今後話の中で出てくるといいのかな、そうすると、検討がどういう形で今後行われるのかが明確にわかるのかなと思いましたので、お願いしておきたいと思います。

会長 おっしゃる意味は、あいまいな表記にならないよという意味ですね。

委員 より明確になるようにしたほうがいいかなということです。

会長 それは、中間答申に入れてほしいという意味ですか、それとも今後の課題ということでよろしいですか。

委員 これを受けて、次にそういうふうにしていただければということです。

会長 わかりました。事務局、何かありますか。

事務局 今後「検討」ということについて考えていくと、当然、個々具体的に検討の土台は違ってくると思いますので、当然、部会で審議するに当たって、検討はどこまでとか、そこを一つずつ明確にしていったらいいのかなとは思っています。ですから、いただいたご意見は、今後、そういう整理の一つの考え方として押さえておくということで理解しております。

会長 今は確認をしているところです。

公立保育所については、「当面」という言葉を入れていただくということで、中間答申も審議経過も修正を入れていただくということで確認いたします。

それから、先ほどの「検討」ということについては、今後明確化していくということで、今回の答申に対しては、「検討」という言葉を「見直し」という言葉に置きかえるかどうかということも含めてですか。

委員 いいえ、違います。

副会長 この中間答申については、「検討」という文言でいくということですね。余りにも「検討」という文言が多過ぎて、意味があいまいになっているので、1つには、事務局の原案としてもう少し「検討」という言葉を吟味していただきたいということが1点。ですから、別の文言にできないかということも、今後、我々としては見守りながら議論することが必要になると

いうことですね。これでよろしいですか。

委員 はい。

会長 そのことについては、部会長との間で調整していただくということですか。

副会長 中間答申についてはこのままいきます。

会長 そういう形でよろしいですか。

内田委員 はい。

会長 確認はそのようなところで、そのほかにご意見をいろいろいただきましたが、中間答申に関しては、今確認したところを修正を入れていくということでもよろしくをお願いします。

次に、「保育所の待機児童解消に向けた方策について」の項目についてご検討いただきたいと思えます。

ここは、主に適正配置部会で審議していただいたことですが、公立幼稚園の余裕保育室を保育ルームなどへ活用することや、私立幼稚園の預かり保育の状況、認可外保育施設のことなどを検討していただきました。資料も含めて、何かご意見はありませんか。

委員 資料編6ページに、-1として預かり保育の状況の資料が出ています。これは22年度現在の資料ですが、答申につけるのであれば最新のものはできないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 資料編6ページの「-1 私立幼稚園の預かり保育の状況」と11ページの-2、-3については、市のほうでそこまでのデータを持っていないものですから、私立幼稚園連合会さんのご協力をいただけるようでしたら、新しいものにできると思います。ただ、新しいといっても、超最新版がいいのか議論した上でということになるのですが、例えば23年度の分にするとか、そのあたりはご議論いただければと思います。

事務局 確かにご協力いただきましたら、最新のデータに差しかえることは可能だと思います。ただ、審議会・部会の中で使われた資料を提示させていただかないと、審議の内容と中間答申の中身が違ってくることもありますので、原案としてはこのままいかしていただきたいと考えております。

委員 それでは、今話し合っ、これを差しかえていただくことは可能でしょうか。というのは、預かり保育などは、このときとかなりデータが変わってきますので、差しかえができればと思ひまして、今拝見しました。

事務局 審議会でそれでいいということでしたら、我々も努力はしたいと思ひます。

会長 可能であればそうしていただきたいということですね。

事務局 実を言いますと、この資料を作成しましたときに、これは裏話的になるのですが、21年度の資料がありまして、確かに審議したときはそれだったのですが、余りにも古過ぎるなどというところもあって、使えるものについては可能な限り22年度のものに変えたということはありました。それを、24年度のものとなると余りにも極端になってしまいますので、23年度に出した分がありますので、そういった資料の使い方をさせていただいたところがあります。あと、22年度から大きく変わっているものがありましたら、24年度のものには極端に新しくなり過ぎてしまいますので、あくまでも22・23年度に審議したことがこの中間答申の資料になりますので、23年度ぐらまでのものでしたら大丈夫かなとは考えております。確かに私立幼稚園のデータが入る部分については、22年度になってしまっていますので、23年度ぐらまでは対応しても大丈夫かなと

思います。

あと、お話は飛ぶのですが、先ほど申し上げようとしていました資料編11ページの - 2 と - 3 の資料についても、21年度決算になっております。これの最新版となりますと、22年度決算になります。この部分についても、私立幼稚園の数字が入っていないところも実際にあります。この部分についても、もしそれを反映するとなれば、連動してこちらのほうも出てしまうこととなりますので、私立幼稚園連合会さんに照会してご協力いただけることでしたら、これを差しかえることによる数値の変更は一定可能かと考えています。

ただ、このあたりについては、どのような形にするかをお諮りいただいたほうが良いと考えております。

会長 結論的に言うと、差し替え可能という理解でよろしいでしょうか。

事務局 時間的な問題も出てきますし、照会して早急にまとめてどこまでいけるか、物理的にどうかということも含めて、もう一度調整させていただけたらと思います。

会長 できるだけ努力事項としていただきたいと思います。

委員 データとしてはすぐに出せる内容ですので、皆様のご了解がいただけたら、差しかえていただければと思います。

会長 差し替え可能なものはしていただくということで、よろしいでしょうか。

事務局 それでは、もう少し具体的に話をさせていただいて、対応可能ならばしていくということにさせていただきたいと思います。

会長 対応が可能であれば差しかえるということをお願いします。

そのほかに何かありませんか。

委員 ささいなことになるかもしれませんが、資料編6ページの「 - 1 私立幼稚園の預かり保育の状況」ですが、利用している子どもの数は出ないのでしょうか。例えば仁川幼稚園で、毎日・毎月違うかもしれませんが、どれだけの家庭が預かり保育を必要としているのかを見るようなことはできるでしょうか。

会長 それがこの資料に必要という意味ですか。

委員 この資料をもう少し生かすとしたら、保育所等を利用せずに、長時間の保育を必要としている子どもたちの数が見えてくるのではないかと思ったものですから。

副会長 ご意見としてはわかるのですが、先ほど教育次長がおっしゃったように、そのことについては中間答申までに議論していませんので、もし可能であれば、24年度以降に検討するときにもし出していただければというふうにさせていただければと思います。

委員 もちろんそうです。これを眺めていて、そこがもったいないなと感じましたので。

会長 今回の中間答申は、検討された事柄が中心ですので。

委員 もちろんわかっています。聞く機会がなかったものですから。

会長 そのほかに何かご意見はありませんか。

〔発言者なし〕

会長 特にないようでしたら、この「 保育所の待機児童解消に向けた方策について」の部分については、ご確認いただいたということによろしいでしょうか。資料についても、預かり保育の状況を23年度版が可能ならば対応していただくということで差し替えをお願いするということによろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 続いて、「保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について」の項目をご検討いただきたいと思います。

これについては、主に格差是正・こども支援部会で審議していただきましたが、公費投入や保護者負担の状況を把握し、検討していただきまして、中間報告では、就園奨励金の増額による保護者負担の公私間格差の是正を示していただきました。また、保育士の配置基準の問題についても、改善の必要性を示していただいております。

このことについて何かご意見はありませんか。

委員 表題は「保護者負担の格差」となっていますが、公私間の格差は、保護者負担の格差だけではなく、公費投入の格差はいろいろなところにあります。しかし、保護者負担に関しては、この文言にありますように、「早期実現を目指して優先的に」ということで、この審議会では非常に早く結果が出たというか、審議を重ねた中で動きがあったことは、非常に感謝しつつというか、子どもたちのことを本当に公平に見ていただいて、一步一步動いていることを感じております。

ただ、22年11月22日の中間報告の「格差是正の目標について」というところに、「当面、私立幼稚園の最低額までの格差是正を目指して」とあります。これを受けて、「この当面をいつごろと考えておられるのか」とお聞きしますと、どこだったかは忘れましたが、市長は「3年を目指す」と言われたようにお聞きしたような気がしております。ここは、年限がいつなのかがわかりましたら教えていただきたいと思います。

事務局 この「当面」という部分に関しては、厳しい財政状況の中、格差是正を早期に実現するための直近の目標として考えておりまして、既に平成23年度から3年間をめどに、私立幼稚園の最低額までの公私間の格差を2倍以内には是正するよう就園奨励金の増額に取り組んでいるところ です。

会長 ほかにありませんか。

委員 保護者負担のことではないのですが、同じ の中に認可外保育施設のことがあります。話し合いをした中で、認証制度のことについても項目を挙げて審議していたと思いますが、「認証制度」という言葉をここでは一切使っていません。ここで「認証制度」という言葉を使わないのは、何か意図的なものがあるのでしょうか。認証制度について話し合いをしたことはすごく画期的なことだと思います。結果、認証制度は、東京都などを見たときに、余りよくない面も出てきていて、西宮市の保育の質を考えたときにはそぐわないところがあったということで、最終的にどのような形になったかについては、私ははっきりとは理解していませんが、そういったことも踏まえて、認証制度のことについて話し合ったということがあったほうがいいのではないかと思います。

部会長 確認ですが、今のご意見は、 のところの一番下の段落の「認可外保育施設」の部分で、認証制度のことが触れられていないのではないかとのご質問ですね。

委員 ここでもいいですし、結局、認証制度については適正配置部会で話し合われた内容ですので、もしこの でないとすれば、この中のどこにも「認証制度」という言葉が全く出てこないのは、意図的に出していないのか、出すべきならばどこで出すのかはわからないのですが、どうなのでしょう。

部会長 意図的に出していないのではなくて、 のところは私どもの格差是正・ことも支援部会で話し合われた内容をまとめていただいています。では、うちの部会で認証制度をどう扱っていたかといえば、条件設定や質の向上はうちの部会でやるが、認証制度そのものについては適正配置部会のほうにお任せするようになっていましたので、挙げていないと理解しています。

委員 それでは、この で出していないにしても、認証制度のことについては、適正配置部会でも話し合われたし、審議会でも話し合いはしました。その「認証制度」という言葉自体を、に限らず、中間答申の中に反映させないことが意図的なのかということが聞きたいわけです。

事務局 特に他意があったわけでも何でもなく、2ページの第1段落の「公私立幼稚園や認可外保育施設等」の「等」に含めているということと、最初にご説明しました審議経過の26ページの下から4行目に、「なお、認証保育所制度については」という文章がありまして、一定触れておりましたので、あえて中間答申の中で明記していなくて、「等」でくくってしまったところはありました。

これをもし挙げるべきということでしたら、この「等」のところに「認証制度」という言葉を入れることは可能ですが、審議経過の中でも表記してありましたので、事務局としては絶対に明記しなければならないという形で入れていなかったということだとご理解いただければと思います。

部会長 最初の「等」というのはどの部分ですか。

事務局 中間答申の2ページの、ではなくて のところです。 の上から2行目です。適正配置部会の中でそういう議論がされた中で、この「公私立幼稚園や認可外保育施設等、具体的な対策を含め、重点的かつ優先的に」という形で、一定このあたりに盛り込んでいるというイメージを持っておりました。

会長 今のご意見に対していかがですか。

委員 「等」というところに入れていたということですね。私の中では、認証制度のことについて話し合ったことは、どういう方向にいくか、どういう形になるかは別としまして、西宮市の中では画期的な出来事だったのではないかと思いましたが、その言葉が出てくるのかなと思ったわけです。もしも「等」の中に含めていて、審議経過の26ページに出ているということであれば、絶対に入れてほしいというわけではありませんで、どういうことなのかということを知りたかったです。

副会長 部会長の立場からすると、確かに委員がおっしゃるように、時間をかけて議論はさせていただきました。ただ、事務局のほうから説明があった26ページの下から3行のところに、「認証の基準をどう考えていくのかを議論していく必要があるとの意見があり」とありますように、まだ基準が明確になっていない「認証」という言葉をここに反映させることは、ちょっと控えたほうがいいのではないかと考えています。確かに認可外保育施設については、今後も十分に議論して、重要な役割を果たしていただいていますので、待機児童の解消に向けては議論の俎上にのせていくべきだとは思いますが、ここに「認証」という言葉を入れてしまうと、先ほど申し上げたようなことで、23年度に議論したところでは、もう少し基準についてきっちり議論した上で俎上にのせようということになっていると思いますので、事務局が説明したとおり、「等」のところに含ませていただけたらなということなんです。

会長 では、ご理解いただいたということによろしいですか。

委員 はい。

会長 そのほかに何かありませんか。資料についても、資料編9～11ページまでのがこの部分に当たりますので、資料についてもご意見等がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

〔発言者なし〕

会長 ないようでしたら、「保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について」の項目については、このような形でご確認いただいてよろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 続いて、「特別支援教育、障害児保育のあり方について」の項目をご検討いただきたいと思います。

これも、格差是正・こども支援部会のほうで審議していただいた7つの課題について、短期、中・長期、継続に分けて検討していただいております。インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた方向性を出していただいておりますが、このことについて何かご意見はありませんか。

副会長 委員がおられないので、意見ということで一委員としてお話ししたいと思います。2点あります。

1点目は文言のことです。見せていただくと、「児童発達支援センター」は名称だからいいのですが、「特別支援学校」や「療育」、「発達障害」など、いろいろな言葉が使われています。このあたりを、今後で結構ですが、少し精査していただくことができないかなと思います。

それはなぜかといいますと、2点目になるのですが、の表題は「特別支援教育、障害児保育」となっていて、障害児保育のことも述べられているのですが、この中身を読みますと、発達障害のことにかなり重きが置かれているような感じがします。その理由は、3ページの一番下の「「継続」の取り組み」のところで、1番目が「発達障害やその傾向がある子ども」となっていて、その次の4ページのもう一つが「保育内容」となっているのです。このあたりで、「障害児」という発達障害とはくくりの違う課題を持たれているお子さんに対することが述べられていないのかな、少し薄くなっているのかなという印象を持ちました。

この点については、今後、委員を中心に議論をしていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいという意見です。

会長 今後に関するご意見ということでお聞きしておきます。

そのほかに何かありませんか。

部会長 倉石副会長が指摘された3ページの一番下からの「「継続」の取り組み」の中に、「発達課題」という言葉が2カ所出てきます。現行の幼稚園教育要領と保育所保育指針では、あえてこの「発達課題」という言葉を使っていません。「発達の課題」という形で、間に「の」が入っています。これは、誤解を避けるためです。「発達課題」といいましたら、1つ目として、宿命論的な、この時期には必ずこういう技能や力を獲得しなければならない、もし獲得できなければ、それ以降、大きな不利益や障害を被ってしまう、取り返すことはできないという誤解があるからです。もう1つは、モデル的な発達の基準や標準のようなものと子どもたちを比べてしまう弊害があるので、あえて、一人一人の子どもの当面する自己課題という意味で、「発達の課題」と使っていますので、この中間答申でも文脈的・文意的に同じだと思いますので、この2カ所を「発達の課題」に変えたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

会長 「発達課題」ではなく、「発達の課題」と修正をとらうご意見ですが、いかがでしょうか。

事務局 今言われたように、読まれる方が誤解を招いてもいけないと思いますので、「発達」と「課題」の間に「の」を入れる方向で考えたいと思います。

会長 よろしくをお願いします。

そのほかに何かありませんか。

委員 先ほど副会長と部会長がおっしゃったことは、まさしく私も気になっていまして、3ページの下の「「継続」の取り組み」の中の「その傾向がある子ども」というのは、特別支援教育や障害児保育の中に含まれない子どもであると私は認識しています。しかし、その部分はこれから本当に大事になってくるところで、ここをどのようにするかが重要になってくると思います。

ですから、入れるのであれば、 の上から2行目の「インクルーシブ教育システム」のところに、審議経過の7ページの「(2)基本的な考え方と審議の方向性」の3行目、「特別支援教育を推進していくことは」以下の括弧に入っている言葉を入れたらどうかと思います。ここは、障害児、特別支援児に限らず、すべての子どもにとってよくなるよという、インクルーシブ教育システムのことを書いているところだと思うので、これがここに明記されていれば、「発達障害やその傾向がある子どもへの対応」というところも、自然に の中にすっと入っていきけるのではないかと個人的に思いますが、どうでしょうか。

会長 委員のご意見に対して、事務局、いかがですか。

事務局 もう一度整理させていただいて、文言的に調整していくという形であれば、一度整理して、それをまた見ていただくようにさせていただければと思います。

会長 それでよろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、修正を事務局のほうで考えていくということで、お願いします。

ほかに何かありませんか。

〔発言者なし〕

会長 ないようでしたら、ご意見をいろいろいただきましたが、「特別支援教育、障害児保育のあり方について」の項目については、そのような形で確認して、中間答申に挙げさせていただくということでよろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 続いて、「行政組織・推進体制の一元化について」の項目についてご検討いただきたいと思います。

これについては、国の動向や近隣の市の状況を把握しながら、今後の西宮市としてのあり方の方向性を検討していただいたものですが、ご質問、ご意見等はありませんか。

先ほどの の項目の際に資料 を確認することをしませんでしたので、資料 と もあわせて、ご意見をいただければと思います。

委員 細かいことですが、全体的に「市」と書いているところと「西宮市」と書いているところが混在しています。その使い分けに意味があるのか。「市」とあるところは一般的な市町村のことだというとり方も出てくると思うので、どのように使い分けをしておられるのか聞きたいと思います。

事務局 実は作業の過程で、この答申は審議会のほうから出させていただくものですので、「本

市」と入れるところを「西宮市」としていたのですが、文章的にすべて「西宮市」としてしまおうと余りにもくどいところがありましたので、「市」としているところもあります。ただ、精査していく中で、もう少し修正していくことがありますので、そこは、委員のおっしゃることも含めて、最終的な整理をさせていただきたいと思います。

会長 それでは、もう一度そのところを見直していただくということによろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 そのほかに何かありませんか。

委員 資料編13ページの - 3 の下のところで、「将来像」の点線囲みの一番下に、「児童発達支援センターは当面、入園・入所施設の決定は行わない」となっています。この「当面」はどのような意味で書かれているのでしょうか。

事務局 この部分については、児童発達支援センター自体がまだ構想している状態ですので、そこは今後整理されていくことであることも踏まえて、ここに「当面」を入れております。これは、別に10年、20年という話では全然なくて、児童発達支援センターの整備をしていく中での検討課題として入れております。

委員 将来像なので、構築イメージだと思うのですが、それならば、「当面」ではなく、「将来的には入園・入所施設の決定を行う」ということではないのですね。

会長 将来的にはどうなるのかということですね。

委員 どのようにとらえたらいいのですか。

事務局 将来的なそういうことも含めて検討はしていかなければいけないということですが、まだそこは構想段階ですので、あえて「当面」と入れております。「将来」とすると長過ぎるところがあるので、微妙な使い方ですが、「当面」という表現をしているということ。将来像という形にしていたものですから、何も書かなければ、すぐにできますよというイメージを持ってしまうこともありますので、そういう表現をあえて入れているということです。

委員 私は逆に読んでしまいました。「当面は行わないが、将来的には行いうんだ」と認識したのですが、それは違うのですか。

副会長 法律的なことがどう動いているのかわからないままですが、資料編13ページの上に「現状」があって、その左端に「わかば園相談窓口」があって、「(県)西宮こども家庭センター」があって、「入園決定」となっています。特に入所のところなどについては、県が措置権限を持っていますので、そのあたりでは、今後ここをどうしていくのかが制度的にはっきりしないと、児童発達支援センターが入所決定できるかどうかはまさに言えないところだと思うのです。だからこうなっているということです。むしろ私は、これは書かないほうがいいかなと思うぐらいです。

委員 私も、要らないかなと思ったのです。

会長 副会長がおっしゃるとおりで、今動いているところですので、もし削除するのであればここでということになります。事務局、いかがですか。

事務局 そうしましたら、この点ももう一度整理させていただいて、最終的に皆さんにお出しするときに、このような形で整理しましたとします。お預かりさせていただきたいと思います。

会長 そのほかに何かご意見はありませんか。

〔発言者なし〕

会長 特にないようでしたら、 の資料を確認しないまま へ進んでしまいました関係で、確認をとっておきたいと思います。

の「特別支援教育、障害児保育のあり方について」の資料のうち、熊谷委員がおっしゃった13ページの「将来像」の一番下の行にあります「児童発達支援センターは当面、入園・入所施設の決定は行わない」という文言について検討していただいて、修正する、あるいは削除することをここで皆さんにご確認いただきたいことが1点です。

もう1点は、 の「行政組織・推進体制の一元化について」の内容については、全体的に関係しますが、「西宮市」と「市」の用語の使い分けについて事務局で精査いただくということで、それ以外はこの形で答申するという確認してよろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 資料編14ページの資料 についても、この形で答申に載せるということでよろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、 については、このように答申させていただくことで確認させていただきます。

少し時間が押してしまいましたが、続いて、「議事(3) アンケート調査結果について」、事務局より説明いただきたいと思います。

事務局 時間が押しておりますので、詳しいご説明は割愛しまして、お手元に「西宮市幼児期の建築基準法に関するアンケート調査[施設長・保育者・小学校教諭]報告書(速報版)」というものと、子育ての環境に関するアンケート調査の2種類をご用意させていただいております。どちらも量が多くなりましたので、サイズが半分の小さい形になって大変見にくくなっておりますが、ご了承いただきたいと思います。

幼児期の教育・保育に関するアンケート調査については、22年度には保護者を対象にしたニーズ調査を実施しましたが、今回は、保育を実践しておられる施設長、保育士の皆様、小学校教諭の皆様のお立場から、子育てや保護者への支援、保育の質の向上といったことに対する考え方、幼保小の連携、幼保一元化といったことについて、24年2月から3月にかけて、アンケート形式で調査を実施しました。

また、子育て環境のアンケート調査については、諮問項目1の「幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について」に関して、望ましい子ども像とその環境整備について検討する際に設定しました、中間答申資料編2ページに掲載されております7つの領域とトピックに沿った内容で、今後の審議や施策の推進をするための資料とするために、同じく24年2月から3月にかけて、アンケート形式で調査を実施したものです。

どちらも目次の次に調査概要、調査項目、調査対象者、回答状況等を書いておりますので、ご覧いただきたいと思います。

今後は、この調査結果を検討課題ごとにピックアップしていきまして、この審議会の審議、今後の施策展開に生かしていきたいと考えておりますので、ご一読いただきたいと思います。

説明は以上です。

会長 ただいまの結果の報告に対して、ご意見、ご質問はありませんか。

〔発言者なし〕

会長 以上をもちまして、本日の議事は終了しました。皆様方、ご協力いただきましてありがとうございました。

そのほかに事務局から連絡等はございませんか。

事務局 審議会の諮問項目として、待機児童解消に向けた方策についてご審議をいただいているところですが、本日、お手元に1枚お配りさせていただきました。この4月1日現在の本市の待機児童の状況がまとまりましたので、資料としてご報告させていただきます。

適正配置部会のほうでは、市内を13ブロックに分けてご審議をいただいておりますが、本日お配りしました資料は、私どもで保育所を中心にした市内の区域分けの地区別状況となっておりますことをご了承いただきたいと思います。

待機児童数については、表の一番右下にありますように、全市で81名という状況になっております。これは、去年の279名から198名の減という状況になっております。

今後、地区別の状況や、来年4月の待機児童解消を目標に昨年度から計画をつくっておりますので、引き続き、その整備計画等を策定しましたら、審議会のほうにもご提出させていただきたいと考えております。

副会長 この数は、第1希望保育所で集計されていますね。ということは、実質待機されている方と理解していいわけですか。

事務局 実質の待機児童数となっております。

会長 そのほかにご質問はありませんか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、本日の議事はすべて終了しました。予定時刻を過ぎてしまいましたが、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

事務局 1点、事務連絡をさせていただきます。

本日いろいろとご意見をちょうだいしました件について、審議経過と中間答申案について、こちらのほうで文言整理等をさせていただきますので、お送りしますので、ご確認の上、ご意見をちょうだいするようなことになるかと存じますので、大変お忙しい中申しわけありませんが、よろしくお願い申し上げます。

会長 委員の皆様方も、答申等が来ましたら、確認をしていただきたいと思います。

事務局 私のほうから一言お礼を申し上げたいと思います。

2年間の審議の区切りであります本日の審議会、本当にありがとうございました。

平成22年7月に立ち上げました西宮市幼児期の教育・保育審議会のために、委員の皆様方には、ご多忙の中、審議会だけでなく、数多くの部会にもご出席いただきましたこと、また、毎回熱心なご協議をいただきましたことに感謝申し上げます。

ご存じのように、本審議会は、公立幼稚園を所管しております教育委員会と、保育所を所管しております市長事務部局が連携しまして、まさに公立と私立、家庭と地域といった組織や制度を超えまして、互いに協議、検討を重ねてきた、本当に画期的な審議会であると思っております。

途中、事務局の不手際で審議がなかなか前に進められない時期もありましたが、平成22年11月22日には、幼稚園における保護者の保育料負担格差についての中間報告をいただき、今日は、2年間の審議の結果として中間答申をまとめていただきました。

この2年間、委員の皆様方からは、未来を担う子どもたちのために、公私に関係なく、幼稚園や保育所のことだけでなく、在家庭への支援はどうあるべきかなど、本当にお一人お一人の熱い思いがひしひしと事務局のほうに伝わってまいりました。市といたしましては、まず、中間答申に込められました委員の皆様方の思いをこれから議会や関係者にお伝えしていくことが我々の責務であると思っております。

ただ、諮問から中間答申までのわずか2年間でも、先ほど事務局から報告がありましたように、保育所の待機児童数は大きく変化しております。また、浜甲子園幼稚園の4歳児学級の募集停止など、就学前の子どもたちを取り巻く環境は、日々刻々変化しております。そのような変化にも柔軟に対応しながら、この審議会での議論、中間答申を受け止めまして、行政が市民や保護者の方々に具体的な施策、プランを示していくことが、今後の大きな課題であると思っております。

まだ議論が尽くせていない項目につきましては、さらにご審議いただく必要もあると思っております。そのようなことから、関係者の皆様方には引き続きお世話になることもあろうかと思っておりますが、その節は、ぜひご協力、ご理解をよろしくお願いいたします。

これから暑い日々が続きます。その一方で節電が求められております。どうぞお体をご自愛いただきまして、ご活躍されますことを祈念いたしまして、また、これまでの審議に感謝申し上げます、本当にお礼申し上げます。ありがとうございました。

会長 ごあいさつをいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日の審議会を終了させていただきます。

〔午後0時39分 閉会〕

【審議会委員出席者名簿：8名】

所属団体・役職名等	氏名
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	出原 大
関西学院大学 准教授	上中 修
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄生
西宮市民生委員・児童委員会	熊谷智恵子
武庫川女子大学 准教授	倉石 哲也
神戸松蔭女子学院大学 教授	寺見 陽子
NPO 法人はらっぱ 理事長	前田 公美
公募委員	村上美也子

【事務局職員出席者名簿：17名】

所属・役職・氏名
【健康福祉局】
健康福祉局担当理事 山本 晶子
こども部長 津田 哲司
子育て企画課長 川戸 美子
保育所整備課長 緒方 剛
児童発達支援センター・政策担当参事 小西 政直
保育所事業課長 尚山 和男
保育指導担当参事 清原 昭代
子育て総合センター所長 増尾 尚之
子育て企画課係長 船木 裕美子
【教育委員会】
教育次長 伊藤 博章
学校教育部長 田近 敏之
学事・学校改革課長 中西 しのぶ
学校教育課長 垣内 浩
特別支援教育課長 中畑 尚子
教育研修課長 櫻井 圭一
学事・学校改革課係長 杉田 二郎
学事・学校改革課係長 河内 真